

平成22年7月

環境にやさしい事業活動をめざして

～事業者のみなさんへ～

ごみの発生・排出を抑制し

事業系一般廃棄物の減量と資源化にご協力ください



大東市環境政策課

目 次

1. はじめに	1
2. 大東市のごみの現状	2
3. 廃棄物（ごみ）の分類について	3～4
4. 廃棄物の処理方法	5
(1) 事業系一般廃棄物	
(2) 産業廃棄物	
5. 廃棄物（ごみ）の減量化・資源化の進め方	6～7
6. 一般廃棄物減量計画書について	8～10
(1) 事業者の責務	
(2) 多量排出占有者の責務	
(3) 多量排出占有者とは	
(4) 立入調査	
(5) 一般廃棄物減量計画書の記入方法	
(6) 一般廃棄物減量計画書の記入例	
7. 大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例（抜粋）	11～12
8. 大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行規則（抜粋）	13

1. はじめに

循環型社会の構築にむけて、法の整備が行われ、一般廃棄物・産業廃棄物の減量化や資源化は徐々にではありますが、取組みの成果が表れてきております。

本市では、平成19年4月から実施しました、ペットボトルおよびプラスチック製容器包装の分別収集により、容器包装リサイクル法の対象品目すべてについて、資源化を達成し、循環型社会に向けて取組みを進めております。

しかし、大阪府内から排出されるごみの最終処分量は依然として多く、リサイクル率は低い値となっております。また近年、地球温暖化現象が問題となり、廃棄物の焼却処理時の二酸化炭素の排出も大きな要因となっております。事業者のみなさまにおかれましては、さらに廃棄物の減量化や資源化に取り組んでいただき、本市の環境行政にご協力をお願い申し上げます。

2. 大東市のごみの現状

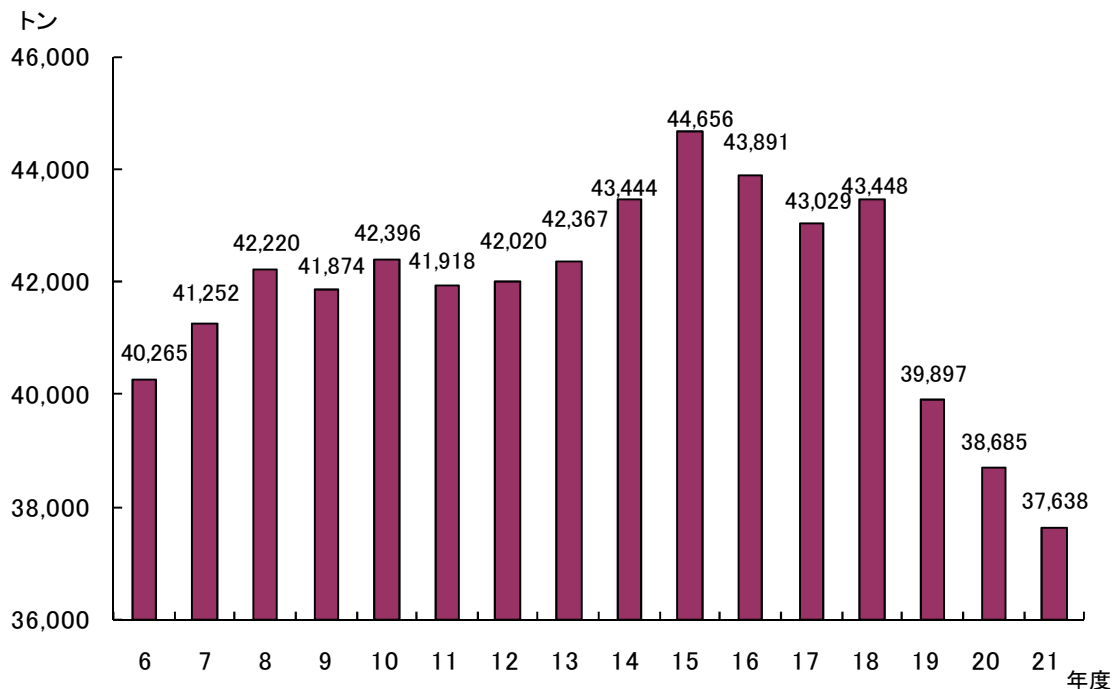
大東市の廃棄物量は、昭和40年頃から55年頃にかけて急激な人口増加に加え、大量生産・大量消費社会が形成されたことによって、急増しました。

このような背景のもと、本市では環境にやさしい資源循環型都市の形成にむけて取り組むため、平成6年3月に「大東市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を全面改正しました。

平成8年3月に「大東市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、5年ごとに計画の見直しを図り、平成18年3月に第3期「大東市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。現在は、第4期の計画を平成23年3月に策定するため、計画の見直しを行い、今後10年間の一般廃棄物のごみの減量化・資源化及び適正処理の方針を定め、循環型社会の構築にむけて取り組みを進めていきます。

平成19年度以降の急激な減少については、事業者の皆様の取り組みによるものや、平成19年度から実施しているペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集及び粗大ごみの電話予約制による市民の皆様のごみに対する意識の高揚、景気の落込みなどが要因として考えられます。

ごみの排出量（収集量）

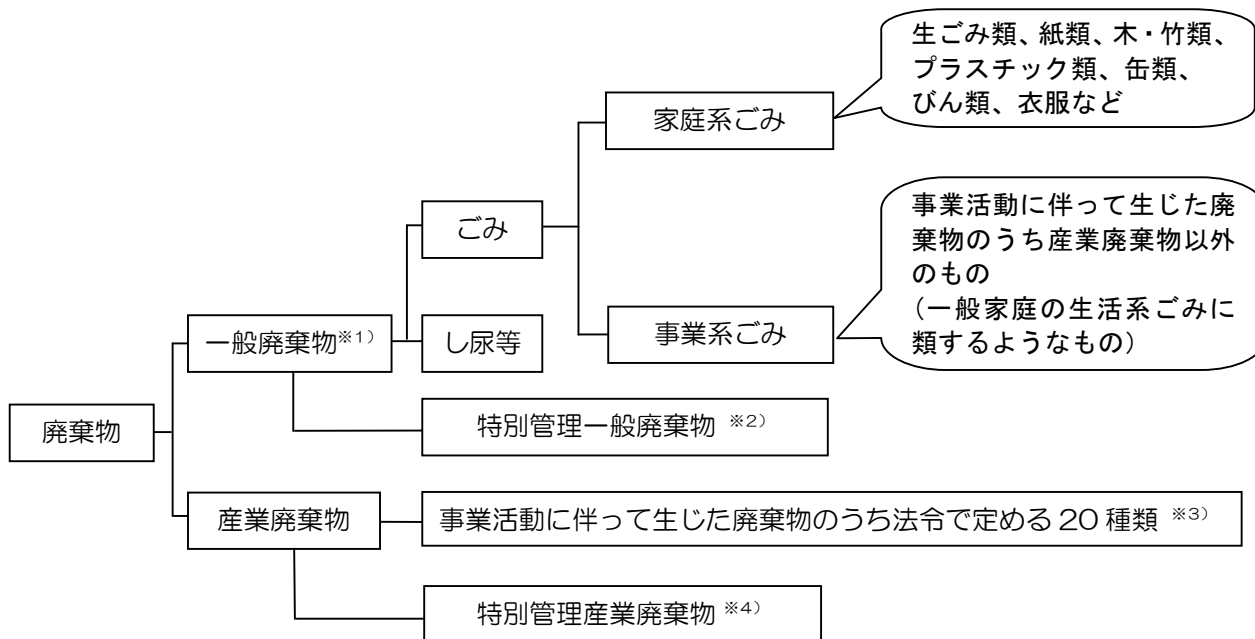


このうち、事業系一般廃棄物が約27.5パーセント含まれています。（ごみの組成分析による。）

3. 廃棄物（ごみ）の分類について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大別しています。

事業活動に伴って生ずる廃棄物は、少量であっても事業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条】



※1) 産業廃棄物以外の廃棄物のこと

※2) 爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

※3) 次ページの表を参照

※4) 爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

産業廃棄物（事業活動に伴って生じたごみ）

1	燃え殻	焼却灰、石灰火力発電所から発生する石灰殻など
2	汚でい	工場廃水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
3	廃油	潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの
4	廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
7	紙くず	紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの（工作物の新築、改装、除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
8	木くず	おがくず、パーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改装、除去に伴って生じたものに限る）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
9	繊維くず	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改装、除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から排出されるもの
10	動植物性残さ	食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
11	動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
12	ゴムくず	天然ゴムくずのみ
13	金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
14	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、耐火レンガ及び石膏ボード等のくず
15	鉱さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）など
16	がれき類	工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたコンクリートの破片など
17	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
18	動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
19	ばいじん類	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設で集められたもの
20	輸入廃棄物	輸入された廃棄物のうち、上記1～19に掲げる産業廃棄物、航行廃棄物並びに携帯廃棄物を除く。
21	13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固型化物など）

（注）太枠で囲まれた部分は、特定の事業活動に伴って排出されたもののみが産業廃棄物

4. 廃棄物の処理方法

(1) 事業系一般廃棄物

①市へ収集を申込みして処理する方法

大東市環境事業課の窓口で、収集の申込みを行う。

②自ら直接焼却場へ持込みして処理する方法

大東市と東大阪市の焼却場である東大阪都市清掃施設組合（東大阪市水走4-6-25）へ、直接持ち込む。

処理手数料は、10kgあたり90円です。

※ただし、持込み時に必要なもの、持込み可能なものや時間帯に決まりがありますので、事前に、東大阪都市清掃施設組合（TEL：072-962-6021）へ連絡し、確認してください。また、法律や持込みのルールに従って、適性に処理してください。

③再生資源の回収業者へ依頼して再資源化処理する方法

再生可能なものについては、できる限り資源回収業者へ引渡し、リサイクルする。

※大阪府のホームページに、府内の資源回収業者の一覧がありますので参考にしてください。下記アドレスのページ内において、再生事業者登録名簿や、リサイクル関連事業者情報が掲載されています。

http://www.pref.osaka.jp/life/list2.php?ctg03_id=2&ctg02_id=10#c121

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、収集運搬の許可を有する事業者へ委託する。

※なお、委託に際しては、大阪府等が作成している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり」や、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/sanpai/index.html>

5. 廃棄物（ごみ）の減量化・資源化の進め方

環境にやさしい経営理念を定着する

- ①社内組織体制を確立する
- ②環境問題に関する社員教育を充実する
- ③環境監査を実施する

環境にやさしい製品をつくる

- ①設計時から環境へ配慮する
- ②消費者に長く使ってもらえる製品をつくる
- ③部品の長期保管修理体制を確立する
- ④詰め替え式容器入り製品等環境にやさしい製品をつくる
- ⑤製造者が主体となった廃棄製品の回収システムを確立する
- ⑥原料仕入れ・製品輸送梱包材を削減する
- ⑦木製、紙製の梱包材に切り換える
- ⑧贈答品等の過大包装・過剰包装を自粛する

環境にやさしい商品を販売する

- ①環境にやさしい商品の基準をつくる
- ②包装の簡素化を進める
- ③計り売り等販売方法を工夫する
- ④修理相談サービス体制を充実する
- ⑤廃棄製品の販売店回収システムを充実する
- ⑥消費者の声を製造者に伝え、環境にやさしい製品づくりに反映する
- ⑦買い物袋の持参を呼びかける
- ⑧エコショップ制度に参画する

環境にやさしい会社づくりを行う

- ①ミスコピー用紙や使用済み封筒は、メモ用紙等として再利用する
- ②両面コピーや2in1等を推奨し、また、できるだけメールを使用することにより、コピー用紙やFAXなどの紙使用枚数の節約を積極的に行う
- ③マイはし・マイカップを使用する
- ④部署ごとに、コピー用紙の使用枚数を把握して使用量の節約を指導する
- ⑤コピー用紙やトイレットペーパーは再生紙を使用する
- ⑥紙類をシュレッダーするなどして、梱包時のクッション材として利用する
- ⑦ごみ箱を減らす
- ⑧社員にマイバッグを配布する
- ⑨過剰包装をしないよう、納入業者に依頼する

- ⑩発注精度を向上させて、廃棄物を減量させる
- ⑪社員から環境に関する俳句の募集を行い、環境への意識の向上を図る

環境にやさしい飲食店事業を営む

- ①使い捨ての食器等の使用はできる限り抑制する
- ②料理メニューを工夫し、売れ残り食品の廃棄を抑制する
- ③原料仕入れ・製品輸送用梱包材を削減する
- ④食品残渣、期限切れ食品の堆肥化を進める

リサイクルしやすい製品をつくる・販売する

- ①リサイクルの方法や排出時の留意事項を明示（説明）する
- ②製品の部品の材料を表示する

社内から発生するごみの分別によるリサイクルの推進

- ①ごみ減量化の計画づくりと責任者を明確にする
- ②分別ボックスを設置し、社員に分別排出を徹底する
- ③個別事業所内での分別排出と回収システムをつくる
- ④新聞、雑誌、ダンボールなどは、再生資源業者に引き渡す。また量が少なく業者が来ない場合は、近隣のビルや事業者と協力して一定量までストックして引き渡す（オフィス町内会）
- ⑤シュレッダー処理をすると、リサイクルが困難になるため、シュレッダー処理は抑える。シュレッダーしてしまったものはシュレッダーごみをリサイクルできる業者に引き渡す
- ⑥地域の集団回収に協力する
- ⑦食堂等から発生する生ごみの堆肥化を進める
- ⑧自動販売機から発生する容器の回収を搬入業者に依頼し、リサイクルを実践する
- ⑨刈り草等の草木類を再生資源業者へ搬入する

6. 一般廃棄物減量計画書について

(1) 事業者の責務

廃棄物を多量に排出しているか否かに関係なく、全ての事業者には、以下のような責務があります。

※大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例第4条（本冊子の11ページ）を参照。

- ①その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適性に処理しなければなりません。
- ②廃棄物の減量および適正な処理に関する市の施策に積極的に協力する義務があります。

(2) 多量排出占有者の責務

廃棄物の発生、排出抑制や減量化・資源化を図るため、当年度の廃棄物の種類別減量目標値等を明らかにした、「一般廃棄物減量計画書」を、市に提出していただきます。

(3) 多量排出占有者とは

大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行規則第3条第1項（本冊子の13ページ）に記載のとおり、1日の平均排出量が100キログラム以上の占有者です。

(4) 立入調査

市では、廃棄物の減量・資源化をより効果的に推進するため、減量計画書に基づき指導および助言等を実施するときは、廃棄物減量等責任者の立会いをお願いします。

(5) 一般廃棄物減量計画書の記入方法

計画書は、事業系一般廃棄物の減量・資源化を目的に作成し市に提出してください。
作成にあたっては、次ページの記入例を参考に記入してください。

①年月日は、減量計画書を作成された日を記入してください。

②事業者は、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名を記入してください。

③事業所概要欄

- ・業種については、①建築業、②製造業、③電気・ガス・水道業④運輸・通信業⑤卸売、小売、飲食店⑥金融、保険業⑦不動産業⑧サービス業⑨公務⑩その他具体的に記入してください。
- ・事業所の延べ面積については、建物すべての面積を記入（小売業にあっては、延べ店舗面積）してください。
- ・一般廃棄物収集業者は大東市です。（本市では、許可業者の収集はありません）
- ・就業人数は、アルバイト・パートを含めた人数を記入し、うちアルバイト・パートは何人と記入してください。
- ・事業系一般廃棄物減量等責任者は、多量排出事業者自身を選任するか、多量排出事業者として権限を委任できる方をお願いします。

④前年度実績欄には、昨年の実績を種類別（単位：ト）に記入してください。

- ・ごみ発生量(A+B)欄には、再生利用量(A)と廃棄物(B)の合計を記入してください。
- ・再生利用量(A)欄には、リサイクルしている資源化物の量を記入してください。
- ・廃棄量(B)欄には、リサイクル等を行わずごみ処理施設等で処分した廃棄物の量を記入してください。
- ・資源回収業者欄には、リサイクルを目的に資源物を回収する業者名を記入してください。

⑤当年度計画欄には、発生予測量を種類別（単位：ト）に記入してください。

- ・ごみ発生量(A+B)欄には、予測量を記入してください。
- ・再生利用量(A)欄には、目標資源化量を記入してください。
- ・資源回収業者欄には、リサイクルを目的に資源物を回収する業者名を記入してください。

⑥減量推進の現況および取組欄には、現在実施している廃棄物の減量化・資源化の施策を記入してください。

⑦今年度の目標欄には、今年度に計画している対策を記入してください。

(6) 一般廃棄物減量計画書の記入例

様式第3号(第3条関係)

(記 入 例)

一般廃棄物減量計画書

①

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大東市長 様

②

住所 大東市谷川〇丁目〇番〇号
 事業所 氏名 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 大東太郎 印
 電話 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり減量計画

③書を提出します。

事業所概要	業種	製造業	就業人数	100人(うちアルバイト・パート 20人)
	所在地	大東市谷川〇丁目〇番〇号	氏名	大東 三郎
	延床面積	1,000 m ²	役職	総務課長
	一般廃棄物 収集業者	大東市	電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇 FAX(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇	

④

区分 種類	前年度実績 (4月~3月)				単位 t/年	
	ごみ発生量 (A+B)	再生利用量 (A)	廃棄量 (B)	資源化率(% (A/A+B))		
紙ごみ	新聞紙	25	25	0	100	〇〇〇商店
	雑誌	10	10	0	100	"
	ダンボール	15	15	0	100	"
	OA紙	30	10	20	33	"
	その他紙類	10	0	10	0	"
厨芥類	20	0	20	0	大東市役所	
びん	5	0	5	0	納入業者引き取り	
缶	5	0	5	0	納入業者引き取り	
その他						
合計	120	60	60	50		

⑤

区分 種類	当年度計画 (4月~3月)				単位 t/年	
	ごみ発生量 (A+B)	再生利用量 (A)	廃棄量 (B)	資源化率(% (A/A+B))		
紙ごみ	新聞紙	20	20	0	100	〇〇〇商店
	雑誌	10	10	0	100	"
	ダンボール	10	10	0	100	"
	OA紙	20	15	5	75	"
	その他紙類	10	5	5	50	"
厨芥類	20	10	10	50	食堂の生ごみを堆肥化	
びん	5	4	1	80	納入業者引き取り	
缶	5	3	2	60	納入業者引き取り	
その他						
合計	100	77	23	77		

⑥

減量推進の現況および取組	今年度の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・課ごとに、コピー用紙の使用枚数を把握。使用節約を指導し、回収を再生資源業者に依頼。 ・再生紙のトイレトペーパーの使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみのリサイクル ・余計な廃棄物が少なくなるよう発注をする。 ・分別ボックス設置による社内での分別の徹底。

⑦

7. 大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔に保持することによって、生活環境の保全および公衆衛生の向上ならびに環境にやさしい資源循環型都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適性に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、および再生利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。
- 5 事業者は、地域の清潔保持に努めるとともに、地域の清潔保持に関する市の施設に積極的に協力しなければならない。

（事業者の廃棄物の減量）

第10条 事業者は、再生利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再生利用を促進することにより、その事業活動に伴って生じる廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源および再生品を積極的に利用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理体制の整備等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
- 4 事業者は、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用の容易な製品、容器等の開発に努めるとともに、その製品、容器等の再生利用の方法についての情報を提供する等により、その製品、容器等の再生利用を促進しなければならない。

（事業者の包装等の適正化）

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等によりその適正を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用が容易な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収借置を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

（一般廃棄物の処理）

第14条

- 2 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、もしくは処分し、または廃棄物の収集もしくは、処分を業として行う者に運搬させ、もしくは処分させなければならない。

(多量排出占有者に対する指示)

第18条 市長は、事業系一般廃棄物を多量に排出する占有者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量計画の作成および提出その他必要な指示を行うことができる。

(適正処理困難物の指定)

第20条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合にその適正な処理が困難となる物を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任において、これを回収する等必要な借置を講ずるよう指示することができる。

(報告の徴収)

第28条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者または事業者その他必要と認める者に対して、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第29条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者または事業者その他必要と認める者の土地または建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その権限の有することを証する証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査に権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8. 大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行規則（抜粋）

（多量排出占有者）

第3条 条例第18条に規定する多量排出占有者とは、1日の平均排出量が100キログラム以上の占有者とする。

2 多量排出占有者は、毎年1回、市長が定める期限までに一般廃棄物減量計画書（様式第3号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（適正処理困難物の指定）

第4条 市長は、条例第20号第1項の規定により、適正処理困難物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

循環型社会の 構築にむけて



編集・発行

大東市環境政策課
大東市谷川1丁目1番1号
TEL (072)872-2181
FAX (072)870-9608
Mail kansei@city.daito.lg.jp

印刷物番号

22-32